

マイライフがごしま

くらしの情報
2021.1

目次

- ①……社会に出る前に知っておきたいこと
- ②……一人暮らしで部屋を借りるとき
もうけ話にはご用心！
- ③……ネット通販は慎重に！
消費者行政推進室Twitterをフォローして、賢い消費者になりませんか？
- ④……「借金・債務整理に関する無料法律相談会」を開催します
留守番電話に設定して「うそ電話詐欺」を防ぎましょう！

社会に出る前に知っておきたいこと

春は進学や就職などで新生活を始める若者が多い季節です。消費生活相談窓口には、そのような若者からの消費者トラブルの相談がたくさん寄せられています。消費者トラブルを避けるために知っておきたい2つのポイントをご紹介します。

●「契約＝約束」です

一人暮らしのためのアパートを借りる、ネット通販で服を買う、ローンを組んで自動車を購入するといった行為は、すべて契約です。契約とは、一言で言えば、当事者間の「約束」です。いったん契約が成立したら、お互いに契約内容を守らなくてはなりません。契約する際は、急がず、必要な情報を集めて、慎重に検討することが大切です。

●一人で悩まず相談しましょう

消費者トラブルで困ったら、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

- ☆ 消費者ホットライン(局番なし) ☎^{いやや!}188
- ☆ 県消費生活センター ☎099-224-0999
受付時間:【月～金】午前 9時～午後5時
【土】午前10時～午後4時
※土曜日の面接相談を希望される方は、
事前にご連絡ください。
- ☆ 大島消費生活相談所 ☎0997-52-0999
受付時間:【月～金】午前9時～午後5時



消費者庁イラスト集より

【知っていますか？未成年者と成年者の違い

～ 2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます～

未成年者が法定代理人（一般的には親）の同意を得ないで行った契約は、本人又は法定代理人が取り消すことができます。しかし、成年者が行った契約は取り消すことができません。

※親からもらうこづかいの範囲内の少額な契約など、未成年者契約の取り消しができない場合もあります。

一人暮らしで部屋を借りるとき

相談事例

一人暮らしのために部屋を借りたいと思っている。
どのようなことに気をつけたらいいか。
(20歳 男性)



アドバイス



アパートなどの賃貸借契約で一番多いトラブルは、建物を明け渡す際の原状回復費用をめぐるものです。入居中に不注意でつけてしまった傷や汚れの補修費用等は借主の負担となりますが、年月の経過によるものや通常の使用による傷や汚れなど（通常損耗）については、借主に負担義務はないとされています。トラブルを避けるために、契約・入居の際は以下のことが大切です。

- 賃貸借契約を締結する際には、退去時の特約に原状回復の費用負担がどのように記載されているか確認しましょう。
- 入居時に貸主・借主双方立ち会いのもとに、写真を撮るなどして、使用開始前の損耗状態を記録・確認しましょう。



もうけ話にはご用心！

相談事例

「誰でも簡単な作業で確実にもうかる」、「利益が出なければ全額返金保証」、「簡単確実に月収〇〇円稼げる副業情報提供中」などという情報商材についてのSNSの広告サイトに興味がある。信用しても大丈夫か。
(24歳 男性)



アドバイス



必ずもうかる話はありません。事業者の説明を安易に信用しないようにしましょう。もうけ話には、用心が必要です。以下のことが大切です。

- 情報商材は契約前に商品の中身を確認することができません。怪しいと思ったら連絡しないようにしましょう。
- 返金保証があっても簡単に返金されるとは限りません。特に、「必ずもうかる」などと表示している業者とは絶対に契約しないようにしましょう。
- 最初は1万円程度の少額でも「もっともうかる商材がある」と高額な商材を勧められることがあります。話が違うと思ったら、きっぱりと契約を断ることが大切です。
- クレジットカードで高額決済をしたり、借金をしてまで契約しないようにしましょう。契約後、同様の事業者によって次々と勧誘され、借金を増やしてしまった事例もあります。



ネット通販は慎重に！

相談事例

スマホでSNSを見ていたら、ワイヤレスイヤホンが通常より安く売られている広告を見つけた。早速、住所、氏名等を入力して注文したが、口コミサイトにそのサイトの商品は偽物との書き込みがあり、不安になった。キャンセルしようとしたが、受信した注文完了メールにも会社名や電話番号の記載がなく、連絡先がわからない。商品は代引きで届く予定。どうしたらよいか。

(18歳 女性)



アドバイス

ネット通販等による通信販売には、クーリングオフ制度はありません。しかし、今回は当事者が未成年者であったので、未成年者契約の取り消しを行うことにしました。相談者には、商品が配達された際は、受け取りは拒否し、送付状の写真を撮るなどして送り主の連絡先を記録し、販売業者を探し出して、未成年者契約の取り消し通知を出すように助言しました。

また、来年4月1日以降は成年年齢が18歳に引き下げられるので、それ以降に行った契約は未成年者契約の取り消しはできないこと、ネット通販は便利である反面、見えない相手との契約になるので慎重に行うよう伝えました。ネット通販を利用する際は、以下のことが大切です。

- サイト内に事業者の名称、所在地、電話番号の表示があるか必ず確認し、表示に不備があるサイトとは取引しないようにしましょう。実在する通販サイトとそっくりの偽物サイトもあるので十分に気をつけてください。
- 一般的な価格より安い場合や、他のサイト等では売り切れなのに取り扱いがある場合には、模倣品でないか慎重に判断しましょう。
- 商品の返品可否や返品条件は必ず確認し、広告画面や注文の控えは保存しておきましょう。



消費者行政推進室Twitterをフォローして、賢い消費者になりませんか？

鹿児島県消費者行政推進室運営の公式Twitterでは、消費者トラブルや製品事故、食品ロス、食品表示の情報など、さまざまな情報を発信中！

情報を知ることは、消費者トラブルの未然防止につながります。

フォローして、賢い消費者になりませんか？

目指せ！てんがらもんの消費者んみっ (かしこい消費者への道)！



「消費者トラブル
怪人カード」
その正体は…
公式Twitterで
チェック！

↓ Twitter詳細 ↓

タイトル:鹿児島県消費者行政推進室

URL:<https://twitter.com/kagasyohi188>



「借金・債務整理に関する無料法律相談会」を開催します

- 相談は個別面接で、相談時間は30分程度です。
 - 弁護士または司法書士による法律相談です。
 - 保健師による「こころの悩み相談」も受け付けます。
 - 原則として、事前の予約をお願いします。
 - ※当日会場での受付も可能ですが、お待ちいただく場合があります。
- 新型コロナウイルス感染防止のため、相談の際はマスクの着用をお願いします。



【予約・お問合せ先】

(鹿児島県多重債務・ヤミ金融等対策協議会事務局)
鹿児島県 男女共同参画局 消費者行政推進室 ☎099-286-2533

【開催日時・会場】※お住まいの地域に関わらずご相談できます。

開催日	時 間	場 所
令和3年 1月26日(火)	午後1時から 午後4時まで	かごしま県民交流センター 東棟3階 (鹿児島市山下町14-50)

留守番電話に設定して「うそ電話詐欺」を防ぎましょう！

うそ電話詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信用させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法等により、現金等をだまし取る犯罪のことで、オレオレ詐欺など10種類の詐欺の総称です。

鹿児島県警察本部生活安全企画課によると、令和2年10月末現在の被害認知件数は36件、被害額は約1億44万円にのぼります。

県では、うそ電話詐欺を防ぐために、自宅の固定電話を在宅時でも常に留守番電話に設定するよう呼びかけています。



～応答メッセージの例～

ただいま、振り込め詐欺・悪質商法などの対策のため、在宅中でも留守番電話に設定しています。

お手数ですが、発信音の後にお名前とご用件をお話してください。

詐欺についての知識はあっても、電話に出て相手と直接話をする、相手のペースに乗せられてしまい、だまされやすくなります。

自宅の固定電話を常に留守番電話に設定すると、相手と直接対応する機会を遮断することになり、また、犯人は証拠となる自分の声を残すことを嫌がるため、うそ電話詐欺への対策として有効です。被害防止のため、常に留守番電話に設定しましょう。

また、大切な家族や友人・知人をうそ電話詐欺から守るため、留守番電話設定を勧めたり、設定をしてあげたりしましょう。

発行

鹿児島県男女共同参画局消費者行政推進室
 鹿児島県消費生活センター
 鹿児島県ホームページ

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 ☎099-286-2521
 〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番203号 ☎099-224-0999
<https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/syohi/index.html>